

町田市立つくし野中学校 PTA 会則

第1章 名称と事務所

第1条 この会はつくし野中学校 PTA(昭和57年5月8日設立)と称し、事務所を町田市立つくし野中学校(東京都町田市南つくし野2-14-2)内におきます。

第2章 目的と活動

第2条 この会はつくし野中学校に学ぶ生徒たちの心身ともに健全な成長と発展を願い、保護者と教職員が力を合わせて、その目的の達成に努めるものとします。

第3章 方針

第3条 この会は教育条件の充実と向上とを目指す民主的団体として、次の方針に基づき運営されます。

1. この会と同じ目的をもつ他の団体や機関と協力します。
2. この会は特定の政党や宗教に偏る活動や、営利を目的とする行為をしません。
3. この会は学校の人事、その他管理に干渉しません。

第4章 会員

第4条 この会の会員は次の通りです。

1. つくし野中学校に在学する生徒の保護者、又はそれにかかわる者(以下保護者とい い ます)1世帯あたり1名
2. つくし野中学校に勤務する教職員

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を持ちます。

第6条 この会の会員は会費を納めるものとします。但し、特別の事情がある者は、所定の手続きを経て、免除されることがあります。

第5章 会計

第7条 この会の運営に必要な経費は、会費、補助金及びその他の収入によってまかないます。

第8条 この会の経理は総会で承認された予算に基づいて行います。

第9条 この会の決算は会計監査を経て、翌年度初めの総会に提出され承認をうけるものとします。

第10条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 役員・会計監査

第11条 この会の役員、会計監査は次の通りとします。

1. 会 長 保護者1名
2. 副 会 長 保護者2名 教職員1名
3. 書 記 保護者2名 教職員1名
4. 会 計 保護者2名 教職員1名
5. 会計監査 保護者2名 教職員1名

第12条 この会の役員、会計監査の選出は運営細則に定めます。

第13条 役員、会計監査の任期は、1年とします。但し、新年度役員が就任するまで前年度役員がその職務を行います。

第14条 役員、会計監査に欠員が生じた場合はその都度、運営委員会で選出方法を検討し補充することができます。

第15条 この会の役員、会計監査の任務は次の通りです。

1. 会長は会を代表します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行します。
3. 書記は議事を記録し、会の庶務を行います。
4. 会計は会計事務を行い、この会の財産を管理します。
5. 役員会は運営委員会に提出する議案の作成にあたります。
6. 会計監査は会計を監査し、定期総会にこれを報告します。

第16条 会長が必要と認めた場合、保護者より会長補佐を任命します。

会長補佐は会長を補佐することを主な任務とし、会長が必要と認めた場合には、会長以外のこの会の役員が任務を遂行するための助言を行うことができます。

第7章 総会

第17条 総会は全会員によって構成される最高の議決機関です。

1. 定期総会は年度初めに開き前年度の活動と決算の承認、新年度の活動計画と予算の審議と承認、会則の改正とその他会の目的を達成するために必要なことを審議し決定します。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の文書による申し出があるとき開催するものとします。
3. 総会の議長及び書記は総会において選出します。

第18条 総会の開催は議案をそえて開催日の1週間前までに会員に通知します。

第19条 総会の定足数は委任状を含めて全会員の過半数とします。

第20条 議決は出席者の過半数の同意を必要とします。但し、同一世帯の投票権は一票です。

第21条 会長が必要と認めた場合、総会は書面により実施することができます。書面による総会の成立は全会員の過半数の議決権行使書の提出を必要とし、議決は提出された議決権行使書の過半数の同意を必要とします。

第8章 学級会

第22条 学級会はこの会の活動の基礎となります。各学級の会員と担任の先生とで構成します。

第23条 学級会は次の委員を選出します。

1. 学級代表 1名
2. 専門部委員

第24条 学級代表及び学年部の任務

1. 学級代表は学級内で協力して学級活動の運営にあたり、各学年部は学級代表により構成されます。
2. 各学年部は学級代表の互選によって、部長1名を選出します。
各学年部の代表者1名は運営委員会の構成員となります。学年部の活動については運営細則で定めます。

第9章 運営委員会

第25条 運営委員会は役員、学級代表、専門部代表、常設委員会代表によって構成され、会の活動と運営にあたります。

第26条 運営委員会成立のための定足数は運営委員の3分の2以上とします。

第27条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、決定には出席運営委員の3分の2の同意を必要とします。

第28条 会長が必要と認めた場合、運営委員会は書面により実施することができます。書面による議決が必要な運営委員会の成立は全運営委員の3分の2以上の議決権行使書の提出を必要とし、議決は提出された議決権行使書の3分の2の同意を必要とします。

第10章 専門部

第29条 この会の活動のために専門部をおきます。

第30条 専門部は各学年から選出された専門部委員によって構成されます。

第31条 各専門部は委員の互選によって、部長1名を選出します。

第32条 各専門部長は専門部の活動をまとめます。代表者1名が運営委員会の構成員となります。専門部の活動については運営細則で定めます。

第11章 常設委員会及び係

第33条 常設委員会及び係は各学年から選出、構成されます。

第34条 常設委員会及び係は互選によって委員長1名を選出します。代表者1名が運営委員会の構成員となります。

- 付則
1. 本会の運営に必要な事項は運営細則で定めます。
運営細則は運営委員会において改定することができます。
 2. 本会則は昭和57年5月8日より施行
 3. 第20条は平成6年4月16日に改定
 4. 第11条は平成9年4月19日より施行
 5. 第25条の一部は平成11年4月17日に改定
 6. 第23条、第24条の一部は平成22年5月6日に改定
 7. 第21条、第28条は令和4年26日より施行
 8. 第23条、第24条、第31条、第32条、第34条の一部は令和4年4月26日に改定
 9. 第16条は令和5年4月25日より施行
 10. この会則は、令和6年4月25日第1章第1条を一部改正し、同日施行

